

令和4年度事業のトピック集

1 地域福祉課

「特別児童扶養手当の遅延について」・・・・・・・・・・ 1 ページ

2 疾病対策課

「新型コロナウイルス感染症発生状況等」・・・・・・・・・・ 5 ページ

3 生活衛生課

「食品衛生法の改正について」・・・・・・・・・・ 6 ページ

特別児童扶養手当の支給遅延について

1 発 端

特別児童扶養手当について、令和4年10月25日に君津市役所から令和4年11月支給分の受給者の一部が支給対象になっていないとの連絡により、支給遅延の問題を把握しました。

2 概 要

今回の支給遅延は、特別児童扶養手当の支給の事務処理を誤ったために、令和4年11月11日に支給すべき426件のうち、143件(27,221,100円)について支給が1か月遅れ、令和4年12月9日に支給となったものです。

支給遅延の内訳	木更津市	162件のうち62件	12,468,100円
	君津市	110件のうち32件	5,587,000円
	富津市	54件のうち26件	5,097,600円
	袖ヶ浦市	100件のうち23件	4,068,400円

3 対 応

(1) 報道発表

発表内容は別紙のとおり

(2) 定期監査による指摘

特別児童扶養手当について、事務処理の誤りにより支給が遅延している事例が143件(27,221,100円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(3) 講じた措置の内容

① 特別児童扶養手当の支給事務等の処理スケジュールを所内で共有し、担当課長が事務処理の進捗状況の管理を徹底するようにしました。

また、事務処理のチェックリストを活用し、担当職員と課長による複数人でのチェックを徹底しています。

② 所内で研修会を開催し、本事案や過去の不適正事案、ヒヤリハット事案について事例検討するとともに、毎月の所内長会議でもこれらの事案を議題に取り上げ、適正な事務処理に向けて注意喚起を図ることとしました。

③ 主務課である健康福祉部障害者福祉推進課において、手当支給事務等に関する研修が開催され、本事案や適正な支給事務の遂行に関して事務処理上の注意点の説明があり、課長及び担当職員が受講しました。

令和4年11月7日

健康福祉部障害者福祉推進課

043-223-2352

特別児童扶養手当の支給の遅延について

君津健康福祉センターにおいて、特別児童扶養手当の支給の事務処理を誤ったため、11月支給分のうち143件について、支給が遅延することが判明しました。

このような事態を招き、関係者に多大な御迷惑をおかけするとともに、県民の皆様の信頼を損なうこととなったことを深くおわび申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1 今回の支給遅延に係る特別児童扶養手当の件数及び金額等

特別児童扶養手当は4月、8月及び11月の年3回、原則としてそれぞれ4か月分が支給されます。このうち、本来であれば令和4年11月に支給されるべきであった受給者の一部について、君津健康福祉センターの担当職員が所得状況届に係る事務処理期限を誤認したために、支給が1か月遅延し、令和4年12月に支給されることとなったものです。

	本来の11月11日支給分		うち11月11日支給		うち12月9日支給 (支給遅延)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
木更津市	162件	30,400,100円	100件	17,932,000円	62件	12,468,100円
君津市	110件	19,694,000円	78件	14,107,000円	32件	5,587,000円
富津市	54件	9,986,900円	28件	4,889,300円	26件	5,097,600円
袖ヶ浦市	100件	18,228,100円	77件	14,159,700円	23件	4,068,400円
計	426件	78,309,100円	283件	51,088,000円	143件	27,221,100円

※ 特別児童扶養手当の支給日は支払月の11日（土・日・休日に当たる場合は繰上げ）です。

2 これまでの経緯と対応

令和4年

10月25日（火）

君津市役所から君津健康福祉センターに対し、本来であれば11月11日に特別児童扶養手当を支給すべき受給者の一部が同日の支給対象になっていないことについて連絡があり、同センターとして支給遅延の問題を把握しました。

10月29日（土）

君津健康福祉センターで調査した結果、特別児童扶養手当の支給が12月9日に遅れる受給者の件数と金額が管内4市（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）で143件、27,221,100円であることを確認しました。

10月31日（月）

支給遅延となった受給者全員に対し、君津健康福祉センターから支給遅延のおわびの文書を送付しました。

11月1日（火）～11月6日（日）

支給遅延となった受給者全世帯に対し、君津健康福祉センターから個別に電話や訪問により説明と謝罪を行いました。

3 原因

- ・ 特別児童扶養手当の事務の担当職員が、11月11日支給分に係る所得状況届の事務処理期限を誤認していました。
- ・ 特別児童扶養手当の事務処理のスケジュールがセンター内で共有されておらず、事務処理のチェック体制が不十分でした。

4 再発防止策

このようなことが二度と起こらないよう、次の対策をとることにより、再発防止を徹底してまいります。

- (1) 各健康福祉センターに対し、手当の支給事務等の処理スケジュールをセンター内で共有し、事務の遅延を起こすことのないよう、事務処理の進捗状況の確認と速やかな事務処理を徹底するように通知しました。君津健康福祉センターにおいても、スケジュールをセンター内で共有し、直属の上司が事務処理の進捗状況の管理を徹底するようにしました。

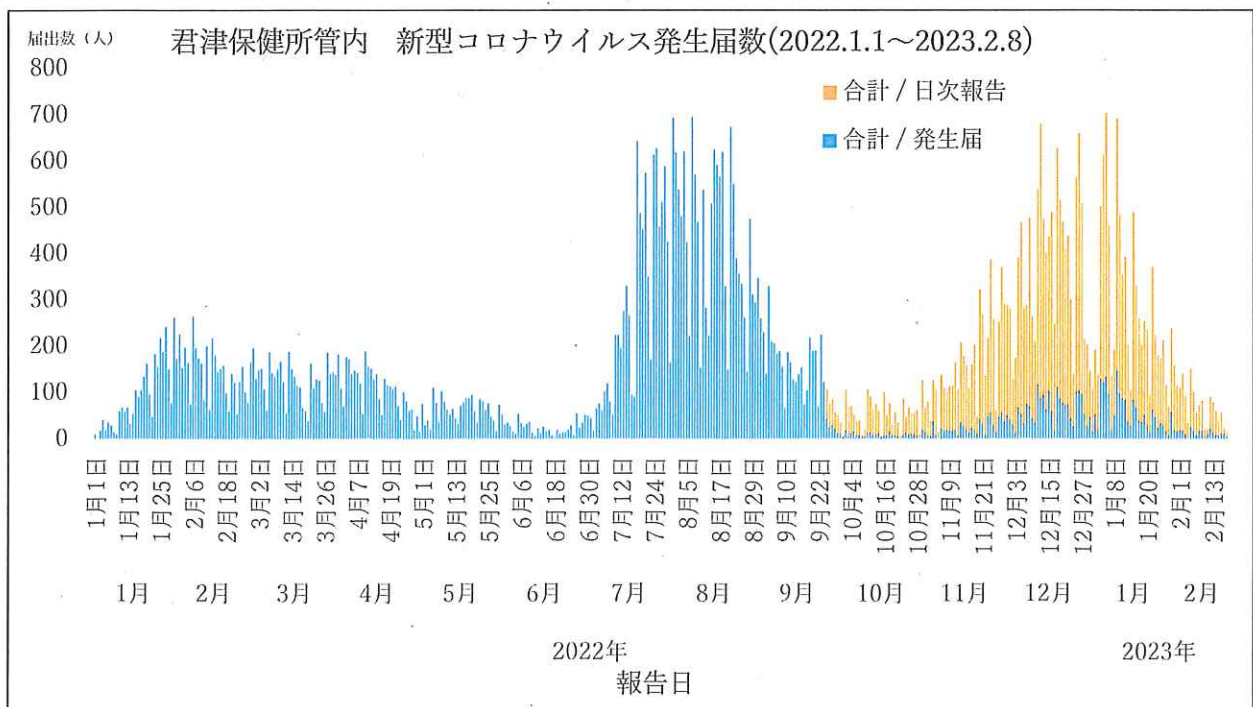
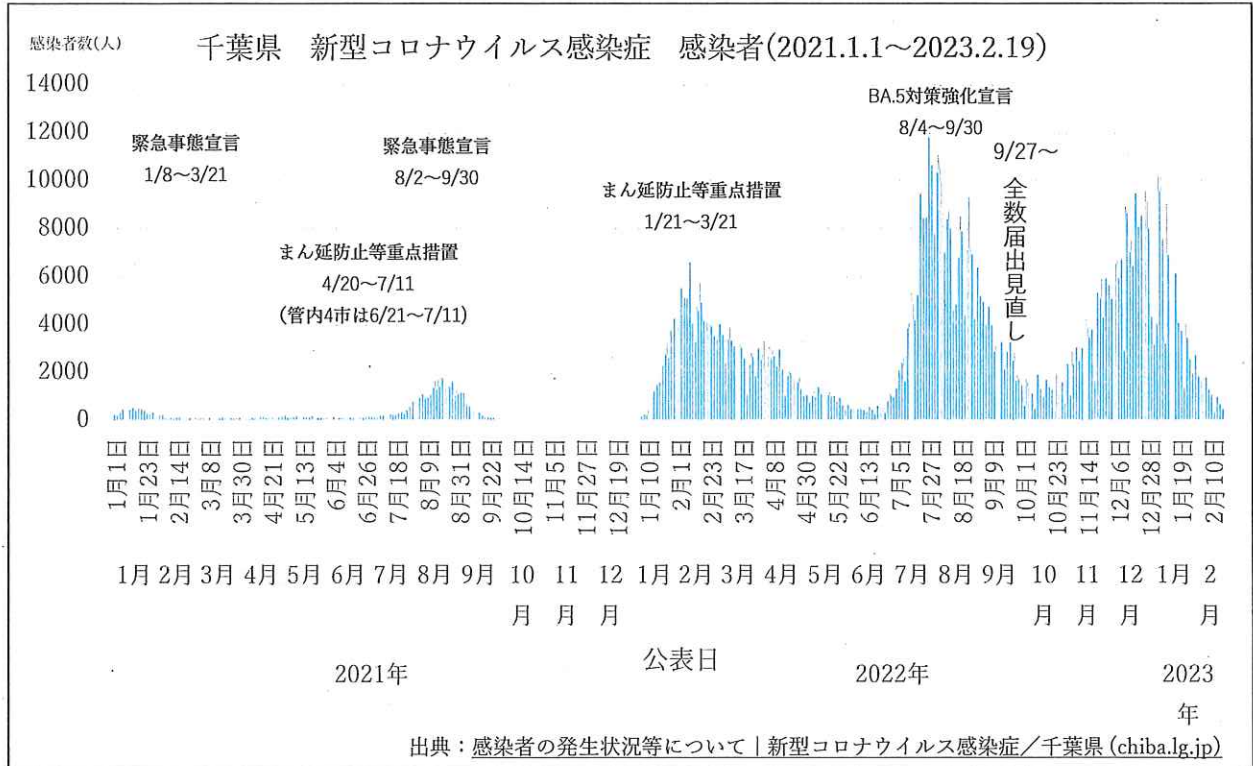
- (2) 各健康福祉センターの担当職員に対し、手当の支給事務等に関する研修を令和4年6月に実施したところですが、今回の事例を踏まえて、11月中に再度実施することとし、その旨各健康福祉センターへ連絡しました。
- (3) 各健康福祉センターの担当職員が事務手続の期限を誤認することなく、適切に事務処理が行えるよう、事務スケジュールやチェックリストをわかりやすく示すなど、今回の事例を踏まえて特別児童扶養手当支給事務に関する手引を改訂します。なお、君津健康福祉センターにおいては、所得状況届に係る事務処理のチェックリストを活用し、担当者と上司により複数チェックする体制としました。
- (4) 君津健康福祉センターでは、センター内で研修会を開催し、不適正事案やヒヤリハット事案について事例検討するとともに、毎月の課長会議でもこれらの事案を議題に取り上げ、適正な事務処理に向けて注意喚起を図ります。

新型コロナウイルス感染症発生状況等

令和2年1月国内で初めて患者が報告された新型コロナウイルス感染症は令和2年2月1日に指定感染症、検疫感染症に指定され、その後、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等感染症に位置付けられた。感染拡大とともにウイルス変異を経て、令和4年3月以降はオミクロン株が主流となっている。

感染拡大に伴い国から施策、方針等が示され、保健所においてもこれに応じて患者調査、施設調査、自宅療養者の健康観察、入院調整等を行ってきた。

令和4年9月26日からは全数届出の見直しが行われ、重症化リスクが高い者に発生届が限定された。保健所では発生届のあった患者の療養管理、高齢者・障がい者施設等ハイリスク施設の感染拡大防止を重点的に行っている。



食品衛生法の改正について

1 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化

平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年6月1日からHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理が制度化されました。HACCPとは食品の製造・調理の各工程（原材料の受入から最終製品の出荷・提供）に、どんな危害（微生物による汚染や異物の混入等）が潜んでいるかを分析し、その発生を防ぐための重要な工程を重点的に監視し、記録することにより、安全な食品をつくるための衛生管理の方法です。



2 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設（令和3年6月1日）

営業許可業種として政令で定める業種（製造業・販売業・飲食業等）が、従来の34業種から、再整理（新設・統合・廃止等）されて32業種になりました。また、営業許可業種以外の業種でも、届出対象外業種以外は「営業届出業種」として届出対象となりました。営業許可業種・営業届出業種事業者は、令和3年6月1日以降、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務となりました。

